

わが国のスクールソーシャルワーカーの専門性の確保と

その体系化に関する考察

中部学院大学人間福祉学部 宮嶋 淳（会員No. 4662）

I. はじめに

子どもを取り巻く様々な問題を解決するためには、ソーシャルワークが学校内外で実践されることが必要であるという認識が広がり、2008年度から文部科学省は「スクールソーシャルワーカー活用事業」を予算化した。しかしながら、スクール（学校）ソーシャルワークに関する観点は、2007年12月の社会福祉士及び介護福祉士法改正において、社会福祉士養成課程のカリキュラムに盛り込まれなかった。そのため日本社会福祉士養成校協会は、独自の認定制度を構築し、普及を図っている。しかしながら、スクールソーシャルワーカー(以下「SSWr」と略す)に求められるスペシフィックな力量を養成する研修の理論化や体系化は未だ開発途上にあるといえよう。したがって、本稿においては、SSWrのスペシフィックな力量を養成する研修の体系化が、子どもの権利を擁護するために欠かせない根拠を、わが国における子どもと教育を取り巻く政策の動向や課題を分析的に吟味していくことから明らかにすることをめざす。

II. 研究の方法

本研究は政策分析であるため、基本的には先行研究レビュー並びに政策文書分析の方法により、研究を進めた。したがって、個人情報等の取扱い等に関する倫理的配慮は必要とせず、先行研究並びに政策文書の出所・出典を明確にすることで研究倫理を保持した。

III. 研究結果

(1) 子どもを取り巻く学校政策

2011（平成23）年7月に少子化社会対策会議は、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」を公表し、日本政府の子ども観を明らかにしている。また、子育て新システムの実施体制として「子ども家庭省(仮称)」の創設がめざされている。このことは、政府が「福祉と教育の一体化」をめざし、子どもと家庭への一元的施策の提供を施策化としているであると解釈できるだろう。

(2) 学校と地域の連携による「教育・福祉力」の向上

文部科学省による「スクールソーシャルワーカー活用事業」実施結果報告によれば、SSWrの配置実数は平成21年度で552人、平成22年度が614人となっている。平成22年度の統計で初めて取扱った問題の内訳が公表されている。その数字を例示すれば、不登校事案が6千239件、で最も多く次いで家庭環境問題が5千890件、発達障害等2千972件、心身の健康・保健1千811件となっている。これをみると、文部科学省が当初想定した活動内容を超えた活動領域にSSWrの活動が及んでいる可能性を否定できない。

文部科学省による「平成17年度地域の教育力に関する実態調査」による保護者の「地域の教育力」に関する認識は、過半数が「以前に比べて低下している」(55.6%)と回答。一方、「以前に比べて向上している」(5.2%)、「以前と変わらない」(15.1%)は低い割合になっ

ている。また、平成 20 年度の文部科学省委託調査「家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究」において、0～18 歳の子どもを持つ 20～54 歳の父母 3 千人に家庭の教育力に関する意識調査を行ったところ、約 8 割の親が家庭の教育力が低下していると実感している。学校外環境に働きかけることを一つの任務とする SSWr は、これらのデータと認識を如何に受け止めていくべきなのだろうか。

(3) 子どもの生育環境をとらえる地域研究の視点

日本学術会議・子どもの育成環境分科会は、2011 年 9 月「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて―「成育空間の課題と提言(2008)」の検証と新たな提案」を公表した。この提言においては、子どもが遊び、成長する環境への関心が依然として低く、子どもが十分に遊び、心身ともに健全で活力ある人間となるための施策を行わなければこの国の未来は危ういとまで言い切る。そして、子どもの参画や子どもの視点からの空間整備等、子どもの成長を育む社会の形成に向けた取り組みが急務であるとしている。同報告の要点を紹介しておく、「子どもの力を育むために」は、子どもの回復力、いわゆる「レジリエンス」が誘発され、子ども自らの力で心身の劣化の課題を解決し成長する成育空間の強化策のポイントが列記されている。子ども支援において学校と地域が連携を必要とするとき、SSWr が期待される専門職として位置づけられる。こうした視点は、地域福祉の枠を超え、地域研究の領域に踏み込んだ議論が必要とされているのではないか。

(4) SSWr のスーパーバイザー

文部科学省による「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」(H21.3.31.; H23.3.31.最終改正)によれば、事業の内容中に「スーパーバイザーの配置」が明記されている。このスーパーバイザーとは誰なのか。そうした資質を有する専門職が現存するのか、疑問を呈したい。全国に約 600 人配置されている SSWr の実践力の向上のために、幾人のスーパーバイザーが必要になるのか、そして期待される役割に相応しい人材を如何に確保するのは大きな課題であろう。

IV. 結論

わが国においても、子どもの意見表明権に関する制度的枠組みが構築され、子ども会議などが各地で開かれ、少子化社会対策の潮流と共に子どもの問題が社会化されてきた。また、わが国を取り巻くグローバルな潮流が、わが国の知的国際貢献度の向上を後押しし、大学あるいは大学院教育も変化しようとしている。これに伴って、教育現場・教員像、あるいは教育政策、子ども・子育て政策に変化が生じている。

こうした潮流を SSWr は受け止め、自らが制度・施策に関わって職務を遂行していく専門職であることを認識し、適切に対応していかれる専門性を常に向上させていかなければならないだろう。また SSW に価値をおく協会や学会、あるいは職能団体は、時代に即応性のある人材養成システムの構築を急がなければならないと考えられる。それを行なっこそ、SSWr は学校・教育政策の潮流に即した専門職として、教職者との対等性を質的に保障する制度としての位置づけを獲得することができるのではないだろうか。

だとすれば、こうした潮流に対応できる高度専門性を発揮できることを担保するために、教職課程の改革と同等な「修士レベル」による人材養成を標準として、専門社会福祉士認定制度等を活用し、高度な専門性を修得していける体系的な研修を早急に整備する必要があるのではないか。